

◎新潟県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成26年11月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
はーとびあ中郷	上越市中郷区二本木 1763 番地	学習棟研修室	182.80	平成 24 年 10 月 1 日
		ホール棟ホール	481.70	
		(旧学習棟研修室)	(旧182.80)	
上越市ラーバンセ ンター	上越市大和 6 丁目 3 番 30 号	多目的ホール	380.00	平成 24 年 10 月 1 日
		第 2 研修室及び第 3 研 修室	79.00	
		(旧第 2 研修室)	(旧39.70)	
しももんぜんこども の家	上越市大字下門前 107 番地(関川東部下 門前土地区画整理事 業 47 街区 1 画地) (旧上越市大字下門 前66番地)	遊びの広間	104.30 (旧 96.70)	平成 24 年 10 月 1 日
		図書室	69.60 (旧 34.70)	
	上越市下門前 2002 番 地 (旧上越市大字下門 前107番地(関川東部 下門前土地区画整理 事業47街区 1 画地))	遊びの広間	104.30	平成 26 年 11 月 1 日
		図書室	69.60	
リージョンプラザ上 越	上越市下門前 446 番 地 2 (旧上越市大字下門 前446番地 2)	インドアスタジアム	2,812.00	平成 26 年 11 月 1 日
		コンサートホール	568.80	